

第4回苫小牧市史編さん審議会

日 時 令和元年12月26日(木)
午後2時00分～午後3時40分
会 場 美術博物館 1階 会議室

出席委員 簗島会長、本波副会長、明村委員、今井委員、坂田委員、佐藤委員、福原委員、
山本委員、森委員(9名)

事務局 教育委員会 山口次長

藤原事務局長(生涯学習課主幹)、白川主幹(生涯学習課長)、
武田副主幹(美術博物館副主幹)、小田島主査、佐藤学芸員、
福島調査員、大泉調査員

○事務局

ただいまより、第4回苫小牧市史編さん審議会を開催したいと思います。委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は9名の委員のご出席をいただいております。なお、これまで委員を務めていただいております委員につきまして、12月25日に都合により辞任したいということで辞任届が事務局のほうに届きました。急なことでございますが当面は1名欠員とさせていただきます、9名の委員で進めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは初めに会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長

皆様、こんにちは。委員の皆様にはご多忙のところご参集いただき、また事務局の皆様にも段取りにご高配をいただき感謝申し上げます。いつもスムーズな進行をしたいと申し上げておりますけれども、年度末まで大分時間も迫ってまいりまして、あと1回程度の審議会で答申案にこぎつけられたらなというところだと思います。土壇場になって大きな指摘がありますと大変ですので、大きな問題点やご指摘等はできるだけ今回のうちに出していただき、次回は微調整でまとめる方向でどうまくいけばスムーズかなと考えております。さまざまな角度から忌憚のないご発言をいただきたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきますが資料の差し替えと一部訂正をお願いしたいと思います。まず資料の差し替えについては、それぞれお手元のほうにお配りさせていただきましたが目次大綱（案）についてでございます。1ページの第1編、第1章につきましてお配りしていた資料については、第1節、2節となっておりますが、正しくは節を設けず項に分けるという形で行っていましたので訂正させていただきたいと思っております。それと先ほど事前に委員のほうからご指摘いただきまして、これも目次大綱なんですけど、3ページの17節、社会生活の変容の第1項、恵比須神社の「す」の字が「寿」となっておりますけども、正しくはさんづくりの「須」、必須の「須」となっておりますので訂正のほうをお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。それでは、議事進行について、会長どうぞよろしく願いいたします。

○会長

会議次第に従いまして会議を進めさせていただきます。本日の会議は公開となっておりますので傍聴を認めておりますのでご了承願います。それでは、3議事（1）新「苫小牧市史」編さん方針（案）について、前回の審議会において既に案を示していただきましたが、委員各位からのご意見等を踏まえ再度事務局から示していただいておりますのでそれについて事務局から説明してもらいます。

○事務局

第3回の審議会におきまして、「1趣旨」の中にアイヌ民族のことで近年の女性史に関することを載せたらどうかのご意見がございました。そのご意見につきまして、事務局で協議を重ねました結果、近年のアイヌ民族の立場や女性の立場を盛り込んだ市史をつくり出すと謳うことの意義は大きいと考え、別紙の方針案のとおり趣旨の中に載せさせていただきます。次に、「3「新市史」の名称」についてでございますけれども、新市史の名称については、今回刊行する市史は追補の形ではなくて最初から新たに書き直すことを2の基本方針に載せさせていただいていることから「新苫小牧市史」として刊行させていただきたいと思っております。続きまして「5組織及び体制」についてでございますが、表現がわかりにくい部分があるのご指摘がございましたのでご覧のとおり変更を加えまして、市史編さん審議会につきましては箇条書きにせず、文章で編さん方針、目次大綱、執筆要領についての答申と必要に応じ市史編さん事業についての意見を述べていただくというふうに簡潔に記載させていただき、前回の

審議会で組織することをご理解いただいております、新たに組織する編集委員会につきましても有識者のほか執筆者で組織し、編さん方針及び目次大綱、執筆要領に基づき原稿の内容の確認と検討を行うと記載させていただいております。事務局におきましては、原稿の執筆のほか、専門分野に精通した方への執筆依頼や調査研究など、ご覧の内容が考えられますことから、箇条書きにさせていただいております。なお、前回組織及び体制については、ほかに執筆者と庁内外の各種組織及び個人との協力及び連携、そして有識者について記載させていただいておりましたけれども、これは組織とはまた違う部分であることから、この部分からは削除させていただきました。続きまして、「6 「新市史」の構成及び体裁」についてでございますけれども、当初、本編は本の状態で、資料編と年表は電子媒体でと記載させていただいたんですが、紙媒体と電子媒体のいずれも欲しいとのご意見がございましたので、検討いたしました。前回の審議会でもご説明しましたとおり、これは予算の伴うことでもありまして、財政当局との協議も必要なことから、紙媒体または電子媒体またはその両方ということで今後検討していくという記載をさせていただいております。次に、「8 「新市史」の刊行計画」についてでございますけれども、組織及び体制に対応する形で再度作成をしておりますので、ご参照いただければと思います。

○会長 新「苫小牧市史」編さん方針（案）のただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

○委員 前回休ませていただいたので議事録は昨日読ませていただいたのですが、理解していないところがあるかもしれないので確認したいと思います。基本方針のところ、新市史は先史から平成31年ごろまでの出来事を取り扱っているとありますが、歴史研究者の立場から言うと2019年というかこの辺はまだ歴史化されてないと思うんです。趣旨のところ、この時期に新たに市史編さんをするということはまちづくりを進めるために意義のあることだと考えているとあります。それは確かにそうだと思いますが、ごく最近の時期を正当に評価できるのかどうかというのが疑問に思います。つまり歴史を羅列するということは、過去のいいことも悪いことも、いずれも向き合って正当に評価するということですので、例えば市長がこんな業績を上げましたというような、そういう行政礼賛みたいなことになるのであれば、それは既

に歴史ではないと思うのです。最近の自治体史の傾向なのかどうか私もよく認識してないので、10年も経っていない時期の事柄も市史に取り込むというのは、近年の自治体史の傾向としてあるのかどうかというところを確認したいのですが。

○会長 まだ最近のことで歴史学の対象として評価が定まるには時間がかかるものを叙述の対象にするのは性急じゃないかということですね。

○委員 歴史学という学問分野のルールというよりは、常識的に考えて冷静に判断できるのか評価できるのかどうかというところですよ。

○会長 私もそんなに経験がないので、正しい認識かどうかわからないんですが、近年のことについては自治体史ではよく取り扱っていると思うんですが、そこについては余り歴史的な評価というよりは、起きたことを淡々と記していくというような感じで、いわゆる歴史的な評価を与えて叙述するということとは違った形で編さんされているのかなとも思うのですが、事務局のほうでいかがでしょうか。私のほうはそんなふうには認識していますが。

○事務局 確かに市史の上下巻、その後、追補編が出ていますが、追補編については、会長おっしゃられたように、歴史というのは事実に基づいてというところの途中経過までであったりという部分は確かにあると思います。年表についても起きた出来事を事実として載せていくという意味では、一つの形として平成31年、平成の時代までというのを目処の一つにという考え方も可能かなとは考えております。

○委員 歴史上事実を書くというのは当然なのですが、歴史の評価というときに、価値判断、良い悪いとかということではなくて、例えば大きいコンテキスト（文脈）で見たときに重要なこととそうでもないことという取捨選択ができるかどうかというのが歴史を書くときに出てくる観点で、事実を単純に羅列することは歴史なわけではないですよ。事実を羅列するんであれば、私は年表で十分のような気がするんです。目次を見たところ後半の部分は、戦後の平成になればなるほど、ほぼ事実の羅列になっていて、ほとんど年表状態で項目にも分けられてなくて、こういう記述がまちづくりのために参考になるのかどうかということがあると思います。歴史を書くときに重要なのは、例えば産業

としてどういう流れがあったか、市街地の形成やまちづくりの流れというのはどうだったのかというテーマごとに時系列に流れが見えるというのが必要な視点だと思うんです。ただあったこと的事实を並べるといっただけだと、それぞれのテーマごとの流れが全然見えなくなってくると思います。例えばどういうテーマに沿って叙述するかそういう取捨選択する観点をどこに定めるかという選択が歴史叙述だと思います。市長の時代ごとに事実だけを並べていくのがまちづくりや市政を概観することに繋がるのかどうかというのが私はちょっと疑問に思ったところなので指摘させていただきました。

○会長 今の委員さんのご意見について、ほかの委員さんにしても、事務局からにしてもいかがでしょうか。

○委員 私もこの提案がいいか悪いかは判断は難しいですが、前回いただいた資料の中で、苫小牧市史と新江別市史の目次の比較の表がありまして、新江別市史に近い新しい分野になっていると思います。これを見ると、何かまちの歴史を大まかに知りたいという意味で読んでいくという感じではこれでもいいと思いますが、委員がおっしゃったように、テーマを一つ持って市史で調べたい知りたいと思うときにアプローチしづらいかなというのは感じました。それと8ページの最後のほうにIRが出てきますが、事実として候補地でいろいろ頑張ったというのが書かれるのか、それともその評価がどうかというのはまだ全然出ない段階ですので、いろいろ事件もテレビを見てますし、評価は別にしてというのものもあるかもしれませんけどもちょっと気になりました。

○会長 今2人の委員さんから主に歴史的な評価が定まっていない、ここ最近の出来事をどう取り扱うかということについてご意見が出ていますけれども。

○事務局 お二方から直近の事実について、歴史的な評価がされてない中で出来事だけで市史に記載するところをどう考えるのかということだと思いますけれども、資料として目次大綱案として入れさせていただいて、先ほど委員からのお話にもありましたが、IRの構想のところも記述していきたいという内容で案として示させていただいているものですから一緒に触れられてきたのかなと思うんですが、編さん方針の中で、基本方針としてやはり(1)でいつまでの記載をす

るのか、(2)と(3)でどういう内容のものの市史として作り上げていくのかというところもお示しさせていただきまして、両委員も(2)を重要的に、中心的にやるべきでないかと、要は苫小牧市の考古、歴史、民族、自然等々にかかわる最新の成果、街並みの変化などを可能な限り盛り込む、それを事実として評価されたものを書き直すべきではないかということかなと思います。ただ、今回我々はどちらかという(3)に関して、要は可能な限りやさしい文章で、広く市民に親しまれ、分かりやすい内容としてといったところも事実的なものは間違いがあってはならないという認識は間違いなく持っております。ただ、分かりやすい中で出来事としてみんなが親しむ、苫小牧の歴史の流れを理解していただきたいといったところも盛り込みながら今回新たな市史というのを作り上げていきたいという思いがありますので、どこまでの部分で間違いなく事実として評価できるかといったところが、本当に過去5年ぐらいを間違いなく評価できるのかというのは難しい面はあるかもしれませんが、その評価できない部分に関しては出来事として記述していきたいという内容で示させていただいたところです。評価された内容を記述していくべきじゃないのかといえば、やはりもうちょっと年代的には遡った形で期間を切る形にはなるのかなと思いますけれども、平成までを記述したいという思いはそういうところにありますので審議していただければ思っております。

○会長

歴史を叙述する上で立場というか時期というか見通しを示さなきゃいけないということはあるでしょうけれども、特に最近の出来事についてはある程度こういう諸問題があつて、評価は少し後世に委ねるといふかそういう形で最近の出来事については言及するということもひとつのあり方としてはいいのかなという気もするんですが、もちろん性急に判断を与えるということではなくて、現状こういう問題をはらみつつこういうことが展開している状況があるということを現時点の知見に基づいて述べておくということも後世にそのことが役に立つこともあるかもしれません。

○委員

確かにおっしゃるとおりで、歴史として固まってない部分というのを記述するときには非常にリスクを背負い込まなきゃいけないというのはあると思います。執筆は、誰が書くかという問題もあつてその人の書いたものをどう評価するのか。例えば直近に目次に出てくるI

Rの問題ですよね。この問題を誰が書くかによってスタンスがまるっきり違ってどれだけの公平性を保てるかの。そこのところは誰が責任を負うんだって話になろうかと思うんです。例えば苫小牧に港を作ります、掘り込み港を作りますといったときに、そんな金をつぎ込んで何ていうことをするんだと反対が起きましたよね。結果的には港が出来たことによって物流の流れがまるっきり変わり、室蘭は衰退し苫小牧は栄えたという結果になったわけです。だからそこのところを歴史的に見ると、批判する当時は確かに心配して当然のことが、時間が経って歴史になることによってきちんと評価がされるというところが先ほど先生がおっしゃったようなふうになっていくんだと思うんです。だからまだ出血して傷跡も塞がってないというか、これからさらに傷が開くような事柄を取り扱うというのは非常にリスクかなというふうには思います。だけどそれはあったこととして、それは記載しておくべきことなのだというふうなオーソライズをされるのであれば、それはそれでしょうがないけども非常にデリケートだろうなというふうには思いますよね。

○委員

私は2019年までどうしても扱いたいというのであればあえて反対はしないんですが、委員もおっしゃられたとおり、会長もおっしゃられましたけども、歴史として扱える時代と、歴史化するには微妙な時代に関しては、叙述の仕方、まとめ方を多少工夫してモードを変える必要があると思うんです。そのときに目次案を見たときには、なだらかに現在になだれ込んでいる感じがして、叙述の方針を歴史化されている時代と歴史化されていない時代で、ある程度明確に区分けできるような構成にしたほうがいいのではないかと思います。2019年まで扱うのであれば、構成の仕方、編集の方針の仕方がやっぱり変わってくると思います。

○会長

先ほどから大変重要なご指摘が相次いでいるんですけど、委員さんのご意見については、この場で決めるのにはやや手に負えない部分があって、実際に編集作業に入っていく中でそのあたりの腑分けを議論していくということにしていくのが実質的かなという気がします。

○委員

多少市長中心の市史のようなニュアンスを受けますね。いつの時代も致し方ないことだろうとは思いますが。ただ、IRについては7年後に当市が再挑戦するというようなことも新聞等では聞いております

のでこの部分だけだろうと思います。アイヌ新法はもう既に決着していますから。IRは委員が言われたように書く人によって書く立場によってかなり違ってくるのでないかと思います。事実をありのままといっても、苫小牧市がどういうふうにお金を使ってどういうふうにのめり込みましたというようなことまで書けるかどうかですね。結局そのあたりは書くのは待ってくれということになるだろうし。これはまだ決着がついてない。7年後、2回目の挑戦をどうするのかというような問題も出ているようですので、市民の世論が二分化されてるような問題については無理だろうと思いますね。あと4年後に新市史が出るというんでしょう。令和5年って言いましたか。

○事務局 市史は令和5年です。

○委員 5年でしたよね。そういう短い中でこの問題というのはニュアンスの非常に揺れ動くところですよね。いくら事実をありのままにとっても、それは委員が言われたように、委員の立場によって、書く人によっても違うだろうし、見る人も違うでしょうし。冷静に全部切り捨てて、年表風にまとめておくならばそれでいいんじゃないかなという気がします。あと市民の立場からいえば、市長がこういうことやりました、ああいうことやりましたというような形は、やっぱり個人の崇拜、礼拝につながるような市史というのはどうなのかなという気がします。もう一つは次は何年後に市史を編さんしようとしているのか。苫小牧の市史の編さんは非常によくわからないんです。苫小牧町史から始まってそれぞれの時に意味を持たせているようですけども。これは際限もなく短期間の間にまた手直しだといって、大変ではないかと思うんです。前の方がきちっとしたものを作ったはずなんだから手直しする部分っていっても時代とともに変わっていったところがあれば、その部分だけを手直ししていけばいいんじゃないかと思います。これでいくと一から全部洗い直して千何百ページに1冊にまとめるという、その中におもしろみがあるんだろうかという気は私します。やっぱりテーマごとにやることも一つの方法。こういうふうに出示されていますからね、全く従来と同じだなという気は私しますけども、もうちょっとおもしろくしないとだめだと思うんです。項目ごとでもいいんです。私はそんな感じがします。

○会長 今かなり根本的なご批判をいただきましたけれども、先史からの、

通史をやり直すということについて言うと、途中で「苦小牧のあゆみ」というものが20年ぐらい前にありましたけれど、上巻と下巻が出てから、もう40年以上経っていて、その間のいろんな研究状況の変化というのは大きいと思うんです。ここは今見ても通説的に大過がないからそのままにして、ここはちょっと訂正すべきだからというふうに腑分けしていくというのも、それはそれで大変なことになるので、この段階で今日の知見に基づいて、いま一度先史時代からの通史を作ろうということには私は意味があると思っていて、そういう意味で今回の案が進んでいたんだと思うんです。委員さん、ちょっと前半のご意見はIRのような問題については、目次大綱で一つに掲げて取り扱うには非常に問題があるんじゃないかという、前半のおっしゃっていたのはそれでよろしいでしょうか。

○委員 そうです。

○会長 どこかで当然言及されることであると思うんですけど、目次大綱の中に一つ立てて叙述するということには非常に問題が多いという考えだということですね。それは私も今までの皆さんのご意見も伺って、世論が定まっていなくて今後もつながっていく問題なので微妙なところがあるというのは同感です。そういうことも事務局で持ち帰っていただいてまたたたいていただくという感じになりますね。特にIRについては、目次大綱の中に一つ立てるのはどうかというご意見が強いということとはとりあえずここまでで言えそうな気がします。

○委員 僕はあまり歴史学というのは勉強してないんで大変申しわけないんですが、一般的に記念誌等を記載するときのことしか経験がないものですからこんな意見になっちゃうんですが、先ほど市史の期間の問題として最初に戻らせてもらおうと、確かに歴史学等の立場では、2019年までの部分というのは、発刊までには歴史的にも日数が経ってないですが、事実だけを記載するのも意義のあることかなというふうに思っています。特にこのことについて事務局の意見を聞かせてもらおうと、やはり平成が終わった年まで史実を残したいというように聞こえるんですがそういうことでよろしいでしょうか。僕はそれはそれで意義があるのかなと思います。一つの時代の部分として、今回苦小牧市の市史編さんに当たって、平成の時代までを歴史学とは別にして、史実をきちっと記載するという意味では意義のあることなのかなとい

うふうに思います。ただ、先ほど多くの方から言われているように、I Rの関係については、議会で決めたとかそういうことの実事は書けるかもしれないけども、評価の部分というのは誰が書いても大変な難題だというふうに思います。それが例えば市長の思いなりでそういうもので書いてしまうと、市民全体の問題としてのI Rの捉え方そのものが二分されてるわけですから、非常に難しい問題があると思います。とにかく平成の時代まで史実をきちっと期間として設けることについては、僕は意義あることかなというふうに思います。

○会長

いろいろなご意見伺って、私なりに間違っているかもしれませんがまとめると、平成31年まで、叙述の範囲にするけれども途中からは歴史的评价を加えた叙述ということよりは淡々と事実を羅列するような形に近づいていくと、編さん方針で決めたほうがいいんじゃないかというご意見ありましたけれども、ここで具体的にどのあたりからどういう叙述にするかというのは、多分提案意見ぐらいい言えてもあまり決めることはできないと思いますので、そういうことは実際に編集に入っていく中で決まっていくことのようにも思います。うまく皆さんのご意見を酌み取ってまとめられているかがわからないんですが、このようなことでいかがでしょう。

○委員

今、項目の話をしましたよね。執筆者がまだ決まってないわけですよね。だからこの項目というのかなり執筆者の意向によって変わってくる。だから皆さんで今まで約40分近く話したんだけど、まだ時期尚早でないかと思います。むしろ事務局側がこういう項目で書いてくださいと、今度の新しい新市史を先史から一貫して流して事実を書いていくんですよという方針なのか、その辺を確認したいと思います。執筆者の意向というの、これからかなり強くなってきて、執筆者がこれは書きたい、これは要らないとなったら、今ここで出てきている項目というのは意味がなくなってくる。だから執筆者を決めるのが先でないかなという気がしています。

○会長

編集委員会の仕事に目次大綱と執筆されてきた原稿の整合性についてという仕事がありまして、具体的な踏み込んだところがまだわかりかねるんですけど、委員さんおっしゃったのは、多分そのあたりにかかると思うんですけど。

○事務局 確かに委員がおっしゃられたように、これから執筆者というのが誰になるかが決まってくると思います。まずはこの目次大綱ごとにどなたに書いていただけるかというところをお願いしていくとは思いますが、ただ執筆者と話していく中で、この項目についてはこういうことを取り上げたほうがいいですとか、確かに平成であったり、近現代のそういう部分については、ここで言っている節の部分、項の部分については変わっていくという可能性は多分に含まれているのかなとは考えております。IRのことについては皆さんからたくさんのご意見をいただきまして確かに賛成であったり反対であったりという苦小牧にとって大きな事柄があったと考えてます。これをできるだけ公平な目線で本当に書いていけるのかということも含めて、確かに検討していかなきゃいけないのかなとは感じました。

○会長 私も事前に確認しておかなければいけなかったかもしれませんが、今申し上げた編集委員会が、実際出来てくる案と目次大綱をすり合わせて整合性を議論するということがありましたが、それは目次大綱はそれだけ重いものというかその辺は折衝があるんでしょうけれども、場合によっては目次大綱にあるけれども、最大限執筆者の意向に沿って変わっていくということもあるという考えでよろしいでしょうか。

○事務局 目次大綱は絶対というものではないと考えておりますので調整というのも今後入ってくる可能性はあると思います。

○委員 今出ているのは目安で、あとは執筆者との協議の中で決まっていくことだと思う。

○会長 委員さんのおっしゃった、市長ごとにかかなり大きく区切られていたあたり、ちょっと叙述の仕方として違うやり方もあるじゃないかなという気もします。もちろん大きいことには違いないんですけども。

○委員 2019年頃までという問題ですが、先ほどどうしても入れたいのであればあえて強く反対はしないと申し上げましたが、私が懸念しているのは歴史研究をする場合、特に近現代研究をする場合に資料が公開されるかどうかということが一番の問題で、バランスのとれた資料が十分に手に入らない段階では歴史は書けないのです。だから直近の過去数年ぐらいのことはジャーナリズムの対象にはなるけれども、歴

史学の対象にならないというのはそういうことなのです。ただ自治体史というのは、資料を持っている側が編さんするので、公文書の公開が苫小牧市の場合どういうルールかちょっと私も勉強不足でわかりませんが国内も世界的な基準も大抵30年ぐらいというふうになっています。公文書の公開というのは30年経ったものは公開できるということになっているのが一応の目安ですけれども、感覚でいうと一般には30年経たないと公開されないから歴史は書けないという認識になりますが、例えばこの市史の場合には資料を持っている自治体が編さんするのであるから、これは見れるこれが見られないという逆に言うとそういう障害はないゆえに直近の過去まで歴史が書けるということなのではないでしょうか。それとも執筆者が見れない資料があったりすると、先ほどの何人かの委員の先生方がおっしゃられたとおり懸念が残るわけですね。要するに資料が見れるかどうか公平に書けるかどうかの試金石になるのでその辺をちょっと確認したかったんですけども。

○事務局

苫小牧市について情報公開条例の開示請求で条例化されているものがあります。その中で記憶で話すので間違っているところもあるかもしれませんが、30年経たなければ開示しないですとか基本的にそういう括りには苫小牧はなっていないと思います。あくまで個人情報に関わるものですか個人のプライバシーに関わるものについては現在であっても30年前のものであっても公開はできませんけど、それ以外の市が持っている情報というものについては全て公開されるものと考えてます。そういう意味では、市史に書かれる内容というのは事実に基づくと同時にそういう資料全て公開されても問題ないようなものということだと考えています。逆に言うと反対されてる方々のご意見というのを仮に市史に盛り込む際には、そういうことの根拠となるものというのを当然集めた中で資料として市史に書いていくということが必要なのかなとは考えております。

○会長

編さん方針（案）の基本方針の期間のあたりはかなり集中して、目次大綱の話にも入ってしまっていますけれどもいかがでしょうか。今の話また目次大綱の議題のときに戻っても構いませんので一旦ここで止めて、編さん方針のそれ以外のところで何かお諮りしたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○委員

趣旨のところではアイヌ民族についてと女性史に関して視点を取り入れるべきではないかという指摘があるんですが、これに関しては特に異存はないんですが、ここで本質的なのは民主化の視点だと思うんです。市史の編さんの方針としてどちらかというと先ほどの話にも関係ありますけど、後半行政の歴史になってきてますね。だけれどもアイヌの歴史とか女性の歴史という観点を含んだときには、これはもっと広く言うと広い意味での市民の歴史だと思うんですよね。だから行政がこういうまちづくりをしてきましたという視点で持っていくのか。そのときには市民というのはこぼれ落ちていってしまう。特に末端にいる市民であればあるほどこぼれ落ちていってしまうわけで。こぼれ落ちていってしまうものをちゃんと拾い上げましょうという意味だと思うんです。そういう意味では、テーマごとにアイヌ文化やアイヌに関する構成のことを取り入れればいいのか、女性のことをちょっと入れればいいのかということではなく、叙述のあり方として苦小牧のまちとしてどういう市民社会が形成できたのかできなかったのかというストーリーを叙述にするべきではないのかな、ちょっと言い過ぎなんですけれども。要するに私が言いたいのは、アイヌの項目を立てればいいのか、女性史の項目を立てればいいのかということではなく、その趣旨は市民社会の歴史というか民衆史の歴史という視点が必要だということなんじゃないかと思います。そのときに結局目次大綱とセットになっちゃうので参照せざるを得ないんですけれども行政の歴史として書かれているのかなという気がしてしまいます。だから何をしたいのかということが目次大綱とこのコンセプトのところであんまり噛み合っていないかなという気がしました。

○会長

ここのところは私の文言を入れていただけるようご提案させていただいて入れたんですけれども、委員のおっしゃるように項目として立てればいいのか、ボリュームを増やすとかそういうことではなくて、描き方叙述の仕方の問題だと思うんですね。委員はかなり踏み込んでお話しをされていましたが、例えば一例ですけれども、先日北海道博物館の山田伸一さんが明治時代のアイヌについてのご論文を書かれている中で、例えば美々の鹿肉工場みたいなものが当時のアイヌの飢餓の背景にかかわっているというようなことを論じられていて、そういう美々の鹿肉工場について、多分取り上げることになると思いますけれども、そういうときにも様々な側面に目配りした叙述にしてい

くというのは、ここに謳ったようなことを実現する一つのやり方なのかなと考えてました。

○委員

素人的にいうと、その問題は会長はご専門ですから私みたいな素人がしゃべれるテーマではそもそもないんですけども、今のアイヌ問題に関して言えばやはりどうしても書く側の視点でアイヌの歴史を綴っていくと。アイヌ民族自身が自分たちの民族の歴史を綴るということじゃないと誰がどう書こうとアイヌ民族は納得できないはずなんです。根本的な問題として。だから、そののところにどうやって足を踏み込むかという問題は、これだけでもうとんでもない話になってちょっと抜き差しならないことになっちゃいますよね。だからその辺のバランスをアイヌ民族だけに限らずに全般的にどうとっていくかと。そういう怖さを秘めていながら書くというあるいは編さんしていくという一つの畏れを持っていないと諸先生言うように項目だけ立てりゃいいのかボリュームをこれだけにすればいいのかという問題と根本的に違う問題が水面下にあるということは重々承知しとかなきゃいけない問題なんだというふうには思っております。

○委員

委員がおっしゃられたことも含めてそれが北海道の歴史だと思うんですよ。だからそれを抜きにしてこんなふうには発展しましたという歴史を書くのが今から作る市史なのかどうかという疑問なんですよ。今、会長が美々の鹿肉の缶詰工場の話をされました。現代史でいうと1970年代ぐらいにアイヌの解放運動をされている方々が、苫小牧で無罪の罪で逮捕されて有罪になった事件もあります。そういう中で要するにまちの歴史を書くということは、耳障りのいいことばかりではないはずで逆にそういういろいろなものを抱え込みながら我々の住んでいる町をもっと誰にとっても住みやすい町にしていきますという背後にあるそういう姿勢が見え隠れするような歴史じゃないと今書く意味はないのではないかなという気がするんですね。だから、アイヌ新法ができたときにアイヌのことについて書くとかそういうことじゃなくて町の歴史の中に組み込む、女性であれアイヌであれ構成員であるからそういう書き方をするのでなければ今から作る自治体史としてはあまり意味がないのかなと思います。そうじゃなければ昭和や平成時代にできた市史とあまり変わらないのかなという気がしてしまいます。

○会長 委員さんのご意見もありましたけど、私個人の気持ちとしてはやはりそういうものに近づいたものを作りたいと考えていますが、それは私個人の気持ちというところであって、この審議会の中であるいは実際に執筆される方や事務局の方などとの実際の折衝や作業の中でどういうものが出来てくるのかということになるのかなと思っております。作りたい方向性としては委員がおっしゃったようなものが作ればなど私個人は思っております。

○委員 この目次大綱はこれはこれとして一応認めて執筆委員が決まると、これよりはこれを加えたいとかこれは要らないとかいろいろ出てくると思います。そういうものを今度取捨選択したものがもう一回審議会に出てくるということですね。

○会長 それは恐らく編集委員会での協議ですね。

○委員 編集委員会ですか。審議会はもう関係ないんですか。ちょっとわからないな。それと、目次大綱案の項目はよく言えばよく出来ていると思います。ただ、個々をいうと例えば、中近世の中のアイヌ文化と勇払というのはちょっと意味がわからないし、苫小牧の場合八王子千人同心の移住というのも今までは全部賛美型ですよ。このあたりが果たしそれでいいのかなという気がします。やっぱりそうでもなかったということも書き添えないとやはりどういうことなのかなという感じがします。山田文右衛門についても賛否両論というかプラス・マイナス陰のものと陽のものがあると思いますので、どういうふうに記述するのは非常に難しいとこだろうと思います。もう一つ言わせていただければ、「不毛の地、勇払原野」というのは個人的にですけども、私あんまり好きじゃないんですよ。これは3ページの今こんなところでこういうこと言うべきことじゃないと思うけど3ページの第13節ですね。「不毛の地、勇払原野」というのは私もここに来るまでは来てからも多分そう思っていたけど、決してそうではないと。結局明治以降酪農だったか炭焼きだったかわからないけど、希望に燃えてたどり着いた人がいるんですからね。だめだったというので不毛の地になるのか。これが一般的に勇払原野だったらこういうふうに冠をつけないと何となく勇払原野らしからぬという気もしますけども、そんなことに時間をとる必要もないことでこれはこれでいいとは思いますが、ここにもちょっとどうかなと思います。ここに鋤を入れた先人たちの

思いは違ったんでないかと思うと。けども不毛だったんだよということなのかそのあたりちょっと気になります。

○会長 今ご指摘いただいたようなことも含めてかなり目次大綱の書き方を含めて手は入れないとならないですね。

○事務局 八王子千人同心に関しましても当初作られたものとはやっぱり大分変わってきて、八王子市側からも資料が出てきてますので、そういった意味でこちらへ来た目的も新たなものでは精査できる問題かなというふうに考えてます。それから、山田文右衛門に関しましても同じで、勇払原野も含めて皆様方でご審議いただいたものを元に新たに目次大綱を見直していければいいかなというふうに思います。

○会長 それでは、目次大綱から本市方針案に戻りましてここでもう少しあれば出していただいて、それで次に進みたいと思うんですが、編さん方針（案）のほうで他にございますでしょうか。他のところともかなり密接に関わっていますのでまた続きの話の中でこちらの方針案のことに関わってくることにもなるのかなと思いますけど。それでは、編さん方針案についてはひとまずここまででよろしいでしょうか。

では、続きまして、新たに組織する（２）苫小牧市史編集委員会設置要綱（案）について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 前回の審議会におきまして、編集委員会の必要性についてご理解をいただいておりますことから、その編集委員会の設置要綱（案）がまとまりましたのでご説明いたします。お手元にあります要綱につきまして、第1条から第10条までございまして、第2条の所掌事項につきましては、原稿内容の確認と検討、目次大綱と新市史案の整合に関すること、その他市史編集に必要と認められることと記載させていただいております。次に第3条の組織についてでございますけれども、人数については10人以内とさせていただき、審議会委員と関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者に委嘱するとさせていただきました。第4条は任期について、第5条については委員長、副委員長について書かせていただき、第6条は謝礼について、第7条は会議の成立と会議の議長について、第8条は関係者の出席について記載させております。

- 会長 ただいま事務局から編集委員会設置要綱（案）の内容について示していただきました。このことについてご質問ございましたらお願いいたします。
- 委員 ここ2条の（1）なんですけどね、提出された原稿の内容確認及び検討に関することはいいんですが、これライターはどこが指定するんでしょうか。要するにこれを執筆する人は誰が執筆するというのは編集委員会で決めるんじゃないんですか。
- 事務局 事務局でこういう方にとすることは考えていきたいと思っております。
- 会長 2番の目次大綱と新市史案の整合に関する事で先ほども申し上げましたけど、ここは目次大綱と違うからこうしてくださいとかそういうことではないわけですよ。もっと具体的なすり合わせの作業の時に、場合によっては目次大綱のほうを柔軟に変えていくということもあり得ると理解でよろしいですよ。
- 事務局 目次大綱については、執筆者が決まった段階でまた再度こういう内容についてということは執筆者の方と詰めていかなければいけないと思っています。場合によっては編集委員会で相談させていただく部分が出てくるかなと思います。
- 委員 これは執筆者と編集委員はダブることですか。別な人ですか。一緒になるのですか。
- 事務局 執筆者が編集委員になっていただくということもあり得ると重複するということも考えられると思っています。
- 委員 その執筆者がまず確定しないと今までやってきた項目にしろ中身にしろ扱う年代、時期にしたってその執筆者の意向がやっぱり大勢を占めるわけだから、それが先だと僕は思っているんだけど。編集委員、審議委員、執筆者というその辺がいまわからない。
- 事務局 市史を作っていく上では、委員おっしゃるように執筆者というのが非常に重要な部分だと考えています。執筆者の方がどういうことを書

いていきたいのか、そういう部分を踏まえた上で書いた内容について皆さんどうですかというのが、その後に編集委員というのはくるんだと思います。そういう意味ではまず執筆者を誰にするかというのを決めた上で、編集委員を誰にお願いしようかというような形になると思います。

○委員 その執筆者というのはこの審議会で決めるわけ。

○事務局 執筆者については、まず事務局の中で、事務局が執筆するとしておりますので、まずは自分たちでどこまで書けるかというところは事務局の中でまずやりたいと思います。

○委員 基本的には事務局が書くということですか。

○事務局 はい。その上で事務局だけではどうしても書けない部分というのは当然出てくると思いますので、そのときは専門の方に依頼することになると思います。

○委員 基本的には新市史は事務局員が書くという前提で専門的なことは外注というか外に出すということなわけですね。

○事務局 そうです。

○委員 なるほど。それなら項目もわかるしそのやり方もわかる。

○事務局 あとは事務局がどこまで本当に執筆できるかというのはまだわかりませんが。

○委員 それは事務局に頑張ってもらうしかない。

○会長 この設置要綱の案については、他にはよろしいでしょうか。

○委員 要綱からちょっと離れちゃうんですけど、先ほど一番最初に委員が辞任されたという話をされていて、先ほどの編さん方針の中でもアイヌの関係をどうやって書くかというのがかなり懸念材料という指摘もありました。その中で現在編さん委員の中にはアイヌのメンバーが

いないことになるんですが、今後編さん委員や編集委員会の中にアイヌの関係の方が入る予定はあるんでしょうか。

○事務局

辞任した委員に委員お願いした際には、アイヌ文化の関係者ということでお願いさせていただきました。今その席が空いてしまいましたのでずっと9人というわけにはいかないと思います。後任の方についてもアイヌ文化に関する関係者の方にご依頼して、編さん審議会の委員についていただきたいなど考えています。今9人ですけど、もう一度10人をお願いしたいという考えは持っています。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

では、編集委員会の設置要綱については、ひとまずこれでよろしいでしょうか。それでは、次の、既に何度もお話になった、ここに行っていましたけれども、(3)の目次大綱(案)について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

目次大綱につきましては、ご覧のとおり序編から第3編までの計4編で構成させていただきまして、序編に苫小牧市の位置、面積、気候、そして動植物や自然環境に関する基本的事項を記載し、第1編は「先史時代」を第1章から第6章で構成しました。1ページの第1章から第5章は旧石器時代からアイヌ文化期までの時代区分を2ページの第6章は苫小牧市及び苫東遺跡一覧を表もつけた構成で記載したいと考えております。昭和50年の時点で60カ所の遺跡が現在300カ所以上と大幅に増えており、国指定史跡となった静川遺跡や低湿地遺跡の柏原5遺跡など、質、量ともに記載する遺跡の枚挙にいとまがございません。なお、時代区分による各遺跡の名称は博物館学芸員から教えていただいた代表的なもので、遺跡数は20年前のパンフレットを参照しておりますので、これ以上増えることは間違いございません。このような第1編先史時代の記載ボリュームは大きく、かなりのページ数を要するものと考えております。次に、2ページの第2編は「中～近世」ということで松前藩の成立から幕末にかけての蝦夷地におけるユウフツの歴史について第1章から第3章までで構成いたしました。場所請負制度の発展、勇払会所と過去の市史には記載されなかった新知見なども盛り込みたいと考えております。同じページからの第3編は「近代～現代」ということで、明治時代から現代にかけて

第1章から第7章の構成となっております。第1章は、明治時代前半を17節に、さらに項で分けております。3ページからの第2章は、明治時代後半、主に王子製紙苫小牧工場の進出・操業を中心に3節にさらに項で分けております。4ページからの第3章は、大正、紙の町王子製紙の企業城下町にということで、8節で構成、さらに項で分けております。5ページからの第4章は、昭和前期戦争前夜から敗戦までを4節で構成さらに項で分けております。5ページの最後にあります第5章は、昭和中期、GHQ占領から高度成長へと4節で構成さらに項で分けております。6ページからの第6章は、昭和後期企業城下町からの脱却と9節で構成さらに項で分けております。7ページの最後のほうにあります第7章は、平成の時代ということで7節で構成しさらに項で分けております。なお、第1編、第2編も同様でございますが、特に第3編の節、項につきましては今後の執筆途中でよりよい方向で変更となることを前提に柔軟に対応を考えたいと思っております。また、各節、項末尾に記載しております西暦、和暦は参考になる指標として便宜上記載したもので最終的な目次には記載しない予定でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは、目次大綱（案）につきまして、ご意見、ご質問、引き続きお願いいたします。

○委員

5ページの第4章の昭和前期、戦争前夜から敗戦までというところの2項なんですけど、この言葉は使えないんじゃないでしょうか。「別々部落」と「拓勇部落」と、これは使っていない言葉でないような気がしますけど、どうですか。

○事務局

部落については現在こういった表現使わないんで見直したいと思っております。

○委員

1ページ目の第5章、先史時代の第5章のアイヌ文化期なんですけど、これは相当私は問題があると思っていて、そもそも明治は先史時代なのではなくて、この辺がどういう方針で編集するかの基準が乱れているかなと思うところなんです。多分これはディシプリン（専門分野）としての考古学でやっているところを第1編に入れて、第2編は歴史学の守備範囲のところを入れているんだろうと思います。第1編の第5章は、考古学の分野での研究に基づくから、ここに先史時代に入れられている

のかもしれないんですが、これは学術の研究の監修上、非常にアイヌに差別的な時代にでき上がった慣習で、これは時代である程度区切るべきで、北海道は十二、三世紀まで考古学時代なんだという認識で、ここまではいいとしても明治まで持ってくるのは余りにもちょっとひどいのではないかと思います。ですからディシプリンに拘らず、時系列で記述するというにすればいいのではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○会長 今のご意見について、例えば中近世では、蝦夷島から松前藩というところから始まっていますから、そういうところに入れ込んで考古学的なことも入れ込んだほうがいいんじゃないかということですね。

○委員 そうですね、ディシプリンがどうであれ、今は近現代も近現代考古学という分野もありますし、考古学だからこのページ、歴史学だからこのページというふうにするよりは時系列で記述したほうが誤解がないのではないかと思います。

○会長 そのことと関わりますが、先史時代の章、節と項目が全部遺跡でいろいろはめ込まれていますけど、これ多分便宜上のもので実際にはもっと叙述的になるんだと思うんですけども、そのあたりも遺跡の事実から出発しなきゃいけないでしょうから、あくまで歴史を描くという書き方にさせていただいたほうがいいのかなという気はします。

○委員 時代で追ってきて、5章だけアイヌ文化期にしているのがまずいし、アイヌという言葉がこの流れにそぐわないということでしょう。

○委員 考古学上はアイヌ文化期というんですよね。

○委員 うん、言っているの、北海道は特に。

○委員 でも、その用語自体が多分適切じゃないと思いますし、多分ウポポイでもこの区分使わないですよ。

○委員 ウポポイ、何にするのかな。

○会長 ウポポイは、時代で何世紀のという書き方ですね。

- 委員 方針として、そういう流れも考えてあまり適切ではないので、アイヌ文化期という言葉をあえて使わない方針をとっていると思うんです。
- 委員 考古学の世界では駒井先生以来、桜井清彦さんとかああいう考古学ってジャンルに充てて、その時代に該当するのはアイヌ考古学に入れているから、ここは時代がちょっと間違っていると思うんだけど、それはそれで流れてきているからね。今先生の言うようなことでいったら、本当にウポポイなんか何ていう区分で時代を仕切るのかなという気がしたから聞いたんですけどね。
- 委員 今出ている方針の案を見たところ、アイヌ文化期という言葉自体を使わないらしいです。
- 委員 これは一考の余地ありますね。
- 会長 今いろいろ、ウポポイもそうですけど、いろんな試みが出てきていますから。
- 委員 そうですね。ここで言っちゃうと要するにアイヌって古い時代のものにそういうイメージをつけちゃうので。
- 委員 特に弁天貝塚なんていうのは明治以降のものも結構重要なものが入っているからその名前にしたいんだろうけども、そういう流れの中ではちょっと怪しいですね。
- 委員 そうではなくて、やっぱり時代に即した、しかもこれ先史時代となっているので。
- 会長 今、先史時代と時代の区切り方、項目の分け方についてご意見でしたけど、ちょっとご検討いただければと思います。大分いろんなご意見をいただいています、ちょっと私のほうでまとめられはしないんですけど今のうちに出して、ここはということがお気づきがあれば今のうちに出していただきたいと思うのですがいかがでしょうか。
- 委員 アイヌ文化期というこれを除くということなんですか。これはこれで

残してここの明治、いや難しいな。弁天なんでね。

○委員 アイヌ文化期という言葉は残すんですか。私は残さないほうがいいと思う。

○委員 残さないほうがいいという意見なんですね。

○委員 ここの時代の流れでいくと、名称は別として何か使わなかったらだめじゃないですか。これを書く節の通史の流れの中のところどころ入れてくるのはちょっとそぐわないと思うから、丸木舟もありますからね。弁天貝塚もさることながら、丸木舟というのは日本の考古学にとって重要ですから書かないわけにはいかないだろうし。

○委員 立場が変わればこの島はもともと俺たちが住んで、何で途中から来たやつに歴史を作られなきゃいけないんだという突拍子のないことを言うと、先ほど先生がおっしゃったように時代というふうに、区切り方で追っていくしか正当性は生まれてこないと私はそう思っていますね。だから、アイヌ文化期なんていう呼ばれ方は片腹痛いと思って。

○委員 ただ、今まではこれで通っていたから、僕のような古い人間はこれわかりいいんですよ。ただ、今ここで言われている弁天貝塚や丸木舟等がここで妥当かどうかというのは、むしろ中～近世に入れてもいいのかなという気もします。入り方はそれでいいんじゃないかなと思う。ただ、アイヌ文化期、言われてる意味もよくわかるんだけどもあってもいいんでないかという気がしますね。

○会長 私としてはこれ別に項目ではなくて、中で従来アイヌ文化期という使われていましたが、近年いろんな議論があるということをやっと触れていただくだけでもいいかなというのはあります。

○委員 そういうことがあるのであれば、アイヌ文化期がどういう論争が近代、現代、今の論争がどういうふうになっているのか見えないところありますので委員に教えてもらいたいなと思っております。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。

- 委員 じゃあ、ここでいうと擦文時代までは考古としていいんですね、確認として。委員いいんですか。
- 委員 はい、擦文時代は問題はないと思います。
- 会長 では、よろしいでしょうか。ひとまず諸問題ありますけれども、目次大綱についてはここで一旦終わらして、（４）の執筆要領（案）について事務局のほうからご説明お願いいたします。
- 事務局 執筆要領についてでございますが、１番から１４番までございます。１番は趣旨について記載し、２番の基本的事項についてでございますが、平易な文章で記述し、広く市民に親しまれ、分かりやすいものとし、これまでの市内外の諸研究を参考に最新の成果を盛り込むこととすると記載しております。また、写真や図、イラストなどを活用し、理解しやすく親しみやすいものとするを記載させていただきました。次に、３の体裁でございますけれども、Ｂ５判の縦書きで２段書きといたします。４の編目構成ですが、編、章、節、項、見出し、小見出し、細小見出しで記載することを記載し、括弧書きで各項目の記載方法について記載させていただきます。５の文章の表現については、である調を用い、敬語表現は現在ご存命の方も含め使用しないこととします。その他についてはご参照いただければと思います。２ページになりますが、６の地名・人名などの固有名詞についてですが、（３）の条例名、団体名は節ごとに初出のときには正式名で記述し、それ以後は省略できることとし旧名称を使用する場合は必要に応じ括弧書きで現名称を記述します。３ページの７計量単位等ですが、文字収容量をふやすため、（２）にあります単位を組み文字で表記します。（３）についてですが、「横履き」とあるんですけども、これ間違いでございまして「横書き」の誤りです。訂正しておわびいたします。横書きの場合は例のとおり記号で表記いたします。８の数字についてですが、漢数字の入った熟語等は除き算用数字を用いることとし、４桁までは算用数字のみで表記し５桁以上は万、億、兆などの単位を使用します。９の年号及び月日については、原則和暦で表記し、後ろに括弧書きで西暦を表記します。１０の引用については、読み下し文とし常用漢字を用いその引用した場合の表記の仕方についてを記載しております。４ページの１１出典及び参考文献については、必ず記述することとし出典を文中で記述する場合の取り扱い、史料名、機関名の略称方法、頻出する史料名や機関名の略称の取り扱いについて

記載しております。12 主要参考文献の取り扱いについては、章の末尾に掲載することや記載順序、表記の仕方について記載しております。5 ページの13、図、表及び写真については、図や表、写真の掲載の仕方について記載しております。最後に14 その他でございますが、文章表現は人権、個人情報に配慮することとし、執筆要領に定めのない事項についてはその都度検討し統一的な対応を図ることを記載させていただきました。なお、執筆要領の文字だけではちょっとイメージができないのではないかと思います、B5判でこれはあくまでもイメージではございますけれども添付させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。

○会長 ただいまご説明いただきました執筆要領ですけれども、何かご意見ご質問ありましたらお願いいたします。

○委員 3 ページの年号及び月日という年号ですね、これ西暦を先に出して括弧書きで西暦という多くはそうじゃないかなと思いますが、私のような年寄りになってくると、西暦も随分たくさん経験しておりますので、何が何やら分からなくなってくるので、これはもう西暦で括弧に和暦でいいんじゃないかなという気がします。今後若い人が読むのであればそのほうが分かりやすいんじゃないかなという気がしますけれどもいろいろご意見があろうかと思いますが。

○会長 大体論文とか学術書でも日本史だと和暦が先で括弧で西暦で、それ以外ですと西暦が先でということが今のところまだ多い感じがしますよね、どうでしょうね。

○委員 私も西暦でいいのではないかというご意見に賛成です。何よりも読みやすいですし、もちろん歴史をやっている側からすると元号のほうが分かりやすいというときも専門の時代に関してはあるんですけども、この執筆要領によると初出のみ西暦を表記するとあります。多分和暦を最初に表記して括弧で西暦を付すということであれば、その後は全部元号なんですよね。そうであれば西暦を最初にして括弧の中が和暦のほうが、その後ずっと西暦のほうが読みやすいんじゃないかと思うんですよね。これは誰が読者かというターゲットによって決めていいような気がするもので、市民向けであれば西暦のほうがわかりやすいのではないかと思います。

- 会長 ちょっと具体的なことをいうと、校正なんかでもそのほうが楽だろうなということがありますね。もし和暦を先に出すということに特別何かこだわりがなければ、西暦で一本通すというのもいいんじゃないかという意見ということでご検討いただければと思います。
- 委員 最初に西暦はいいんだけど、今度、縦書きに書くというのはまたちょっときついんじゃないかなと。
- 会長 そうですね。縦書きなんですね。
- 委員 難しい問題だよな。若い人にしてみれば、西暦のほうが何年前ってわかりやすいんだろうけど今までの記述の分野なんかというのは全部直したら大変かもしれない。
- 委員 横書きの自治体史もあったと思うんですけど、西暦にするのであれば横書きのほうがいいかもしれないですね。
- 委員 それもぐっとまた新しくなるな。斬新で。
- 委員 港湾史か何か横書きだったですよな。
- 事務局 そうですね、苫小牧港湾史ですね。
- 委員 企業の記念誌なんかは、縦書きじゃなくて横書きが結構多いですよな。
- 会長 ちょっと横書きもこの場では決められないですね。
- 委員 今までと全く、イメージががらっと変わっちゃうよね。
- 会長 事例や、やってみたらどんな感じかということをご検討いただければと思います。それでは、それ以外に今ご意見がございますでしょうか。よろしいようでしたら、ここで審議は（４）番まで終了しまして、（５）のその他について事務局から何かございますでしょうか。
- 事務局 次回開催予定についてですが、次回開催日程は現在未定でございます

ので、年度内に開催することを予定しておりますが、日程や内容が固まり次第、また追ってご案内差し上げたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○会長

委員の皆様から、また何かこれ以外にご意見、ご質問ございませんでしたら、本日の議事についてはこれで終了させていただきます。私も交通整理がおぼつかなくて大分時間がかかってしまいましたけれどもありがとうございました。皆様ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○事務局

それでは、会長どうもありがとうございました。皆様からの忌憚のないご意見たくさんいただきましてありがとうございます。ご多忙中お時間いただき大変ありがとうございます。これをもちまして苫小牧市史編さん審議会を終了させていただきます。本日はご出席いただきましてまことにありがとうございました。